

第7回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成27年2月23日(月)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 教育委員会（小会議室）

3、出席委員（8人）

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

議案第19号 利用集積計画に係る意見決定について(貸借)

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第22号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第7回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は6番委員と7番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。
- 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議案に入ります。
議案第19号 利用集積計画に係る意見決定(貸借)について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第19号 利用集積計画に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営強化基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の可否の意見を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。
番号1番、申請農地 崎本部1481番地、面積326㎡、登記簿地目 田、現況地目 畑
崎本部1488番地、面積284㎡、登記簿地目 田、現況地目 畑
崎本部1490-1番地、面積175㎡、登記簿地目 田、現況地目 畑
崎本部1518番地、面積142㎡、登記簿地目 田、現況地目 畑
利用権を設定する者 本部町在住H氏
利用権の設定を受ける者 那覇市在住H氏
利用目的 畑、10年間の賃貸借となっている。
添付資料説明
- 番号2番、申請農地 浦崎1141-1番地、面積568㎡、登記簿現況ともに畑
利用権を設定する者 本部町在住N氏
利用権の設定を受ける者 本部町にあるM企業
利用目的 畑、5年間の賃貸借となっている。
添付資料説明
- 番号3番、申請農地 浦崎658番地、面積536㎡、登記簿現況ともに畑
利用権を設定する者 那覇市在住T氏
利用権の設定を受ける者 本部町にあるM企業
利用目的 畑、5年間の賃貸借となっている。
添付資料説明
- 議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので議案第19号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので議案第19号は可決いたします。

次に進みます。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について議案といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 具志堅1814番地、登記簿現況ともに畑、面積934㎡

譲渡人 那覇市在住N氏

譲受人 沖縄市在住N氏

添付資料説明

番号2番 瀬底5770番地、登記簿現況ともに畑、面積868㎡

瀬底5771番地、登記簿現況ともに畑、面積274㎡

瀬底5772番地、登記簿現況ともに畑、面積416㎡

瀬底5773番地、登記簿現況ともに畑、面積321㎡

瀬底5774番地、登記簿現況ともに畑、面積349㎡

譲渡人 本部町在住N氏

譲受人 本部町在住M氏

添付資料説明

番号3番 浦崎666番地、登記簿現況ともに畑、面積683㎡

浦崎667番地、登記簿現況ともに畑、面積645㎡

譲渡人 本部町在住U氏

譲受人 本部町にあるM企業

添付資料説明

議長

説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第20号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第20号は可決いたします。

次に進みます。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 東464-5番地、登記簿地目 田、現況地目 畑、面積1,117㎡

貸付人 豊見城市在住T氏

借受人 本部町在住T氏

転用目的 太陽光発電施設兼資材置場

転用理由 太陽光発電設備を設置し、下のスペースを資材置場として利用したい。

農地区分 小規模集団の生産性の低い第2種農地に該当すると思われます。

添付資料説明

番号2番 瀬底469番地、登記簿現況ともに畑、面積268㎡
貸付人 本部町在住U氏
借受人 福島県在住N氏
転用目的 一般個人住宅
転用理由 住環境の良い、瀬底島に移住したい。
農地区分 住宅の用に供する土地が10戸以上連たんしている、第3種農地に該当する。
添付資料説明

番号3番 謝花68番地、登記簿現況ともに畑、面積681㎡
貸付人 本部町在住G氏
借受人 那覇市にあるS企業
転用目的 共同住宅
転用理由 共同住宅を建築したい。
農地区分 住宅の用に供する土地が10戸以上連たんしている、第3種農地に該当する。
添付資料説明

番号4番 大嘉陽670-1番地、登記簿現況ともに畑、面積348㎡
大嘉陽672-1番地、登記簿現況ともに畑、面積720㎡
大嘉陽713-2番地、登記簿現況ともに畑、面積429㎡
貸付人 本部町在住T氏
借受人 本部町在住M氏
転用目的 畜舎
転用理由 規模拡大を図るため、牛舎及び必要な施設を新築したい。
農地区分 農用地利用計画において、農業施設用地に変更見込みの土地。
添付資料説明

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

8番委員 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
補足説明いたします。

番号1番 場所も、太陽光施設も問題無いと思います。
番号2番 周りに家が密集しており、問題無いと思います。
番号3番、事前着工も無く、問題無いと思います。
番号4番 周囲に家も無く、周りに害も無いので、問題無いと思います。

議長 補足説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第21号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第21号は可決いたします。
次に進みます。
議案第22号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第22号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に
規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回は6件の証明願が出ております。
番号1番 願出人 本部町在住U氏
申請農地 崎本部4746-2番地、面積123㎡、登記簿地目 畑
申請要旨 長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。
所有者 本部町在住U氏
添付資料説明

番号2番 願出人 恩納村在住T氏
申請農地 健堅75番地、面積62㎡、登記簿地目 畑
申請要旨 平成2年9月に耕作者が死去したことによる。
所有者 本部町在住T氏
添付資料説明

番号3番 願出人 糸満市在住U氏
申請農地 山川549番地、面積1,525㎡、登記簿地目 畑
申請要旨 40年畑として使用していない為、雑草・雑木が生い茂り畑として使用することが困難である。
所有者 糸満市在住U氏
添付資料説明

番号4番 願出人 本部町在住N氏
申請農地 浜元100番地、面積48㎡、登記簿地目 畑
浜元101-2番地、面積40㎡、登記簿地目 畑
申請要旨 昭和50年ごろから放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用することが困難である。
所有者 本部町在住N氏
添付資料説明

番号5番 願出人 名護市在住T氏
申請農地 健堅235番地、面積65㎡、登記簿地目 畑
健堅346番地、面積171㎡、登記簿地目 畑
健堅609番地、面積209㎡、登記簿地目 畑
申請要旨 長い期間、畑として使用せず放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用することが困難である。
所有者 名護市在住T氏
添付資料説明

番号6番 願出人 沖縄市在住T氏
申請農地 辺名地798-1番地、面積1,691㎡、登記簿地目 畑
申請要旨 長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用することが困難である。
所有者 沖縄市在住T氏
添付資料説明

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたらお願いします。

1番委員 議案第22号 非農地証明願いについて補足説明いたします。

番号1番 2~3m高くなっており、農地として使える土地では無く、非農地として問題無い。
番号2番 面積が62㎡で、使い勝手が悪く、非農地として問題無い。
番号3番 雑草・雑木が繁茂しており、石も多く問題の無い土地です。
番号4番 2筆合わせても88㎡で、耕作に適さない土地で問題無いです。
番号5番 235番地は、元々駐車場かと思われ、非農地として問題無い。
346番地は、山林原野状態で、非農地として問題無い。
609番地は、大木もあり、地形的にも問題無い土地です。
番号6番 全体の面積から見て、大木も多く、非農地として問題無い。
以上で補足説明を終わります。

議長 補足説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第22号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第22号は可決いたします。

本日の総会はこれをもって閉会します。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

6番 仲田 英夫

7番 我那覇 隆

本部町農業委員会会長

会長 比嘉 由具

